

令和6年度 O T Aと連携した香港・タイ・シンガポール向け

インバウンド誘客キャンペーン事業 委託仕様書

1. 委託業務名

令和6年度O T Aと連携した香港・タイ・シンガポール向けインバウンド誘客キャンペーン

2. 事業の目的

本県においては、コロナ禍を経て、九州佐賀国際空港との国際線直行便がある韓国・台湾・中国を中心に、外国人延べ宿泊者数は回復傾向にあるものの、直行便数も完全には復便しておらず、令和5年の外国人延べ宿泊者数は約15万人泊と、コロナ禍前の令和元年の約4割に留まっている状況である。

一方で、隣県にある福岡国際空港では国際線の復便・増便が相次ぎ、現在、コロナ禍前以上の直行便数が就航しており、福岡県内の令和5年の外国人延べ宿泊者数は、約474万人泊と、令和元年比の約1.1倍という状況となっている。

とくに、本県におけるインバウンド誘致のターゲット市場（直行便市場以外）である香港・タイ・シンガポールの福岡空港への入国者数は、コロナ禍前と比較して増加傾向であることから、この勢いを取り込み、本県の観光産業を再興させる取り組みを実施する。

具体的には、アジア圏での利用率が高いO T A（Online Travel Agent）と連携し、福岡行きフライトの予約者をはじめとする訪日関心層に対して、観光地としての本県の魅力を伝えるとともに、宿泊割引クーポンの発行を行うことで、香港・タイ・シンガポールからのF I Tの誘客促進を図るもの。

3. 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）までとする。

4. 業務スケジュール

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) O T A上に宿泊施設一覧ページ設置 | 令和6年8月～12月 |
| (2) (1)への誘導広告配信 | 令和6年8月～12月 |
| (3) O T A上で宿泊助成クーポン配布 | 令和6年8月～12月（適用期間は令和7年1月） |
| (4) O T A上に特集記事ページ設置 | 令和6年8月以降すみやかに設置 |
| (5) (4)への誘導広告配信 | (4) 完成後すみやかに配信～12月 |
| (6) 月次レポートの作成 | 令和6年8月～令和7年1月（毎月報告） |
| (7) 事業実施報告書の提出 | 令和7年2月28日（金） |

※進捗状況等をふまえて見直しを行う場合がある。

5. 業務場所

（一社）佐賀県観光連盟（以下、連盟という）が指定する場所

6. 事業の KPI について

佐賀県内延べ宿泊者数（宿泊助成クーポンを適用した延べ宿泊者数）3,800人泊以上

7. 連携するOTAについて

下記条件に当てはまり、本事業の目的を達成するのに適切なOTAを提案すること
＜OTAの条件＞

- ・香港・タイ・シンガポールの利用率が高く、当該市場の母国語で対応可能なカスタマーサービスを有するOTAであること
 - ・訪日のみに特化せず、各国との相互往来を可能とする仕組みを有するOTAであること
 - ・30言語以上の多言語でのサービス提供が可能なOTAであること
 - ・令和6年5月時点で佐賀県内の宿泊施設が80軒以上登録されているOTAであること
 - ・過去に、国内の自治体と3件以上の類似事業（海外市場を対象とした宿泊割引クーポン）の実績を有するOTAであること
- ※対象市場における利用率がトップクラスであるアゴダ（Agoda）と同等程度のサービス規模を有するOTAを提案すること

8. 業務の内容

上記7に該当するOTAと適切に連携し、下記の業務を実施すること。

(1) 佐賀県内の宿泊施設に適用できる宿泊割引クーポンの発行

- ・OTA上で、佐賀県内の宿泊施設に適用できる宿泊割引クーポンを発行すること。
＜ターゲット＞香港・タイ・シンガポールのFIT層
＜クーポン発行期間＞令和6年8月～12月
＜クーポン適用期間＞令和6年8月～令和7年1月
＜クーポンの割引率＞1施設1人あたり20%割引（上限5,000円）
＜クーポンの原資額＞1,400万円

（割引クーポン適用イメージ）

- ① 2人が佐賀県でホテルA（1泊12,000円）に2泊（連泊）する場合
＜1人目＞ $12,000円 \times 2泊 \times 20\% = 4,800円$ ＜上限5,000円・・・4,800円割引が適用
＜2人目＞ $12,000円 \times 2泊 \times 20\% = 4,800円$ ＜上限5,000円・・・4,800円割引が適用
※通常料金 48,000円（12,000円×2名×2泊）
※クーポン割引適用後 38,400円（9,600円×2名×2泊）
延べ宿泊人数：計4人泊／9,600円割引
- ② 2人が佐賀県でホテルB（1泊15,000円）に2泊（連泊）する場合
＜1人目＞ $15,000円 \times 2泊 \times 20\% = 6,000円$ ＜上限5,000円・・・5,000円割引が適用
＜2人目＞ $15,000円 \times 2泊 \times 20\% = 6,000円$ ＜上限5,000円・・・5,000円割引が適用
※通常料金 60,000円（15,000円×2名×2泊）
※クーポン割引適用後 50,000円（12,000円×2名×2泊）
延べ宿泊人数：計4人泊／10,000円割引

- ・宿泊割引クーポンの対象となる施設については、連盟と協議のうえ決定すること。なお、下記に該当する施設や公序良俗に反する施設は対象外とする。
 - ①旅行業法の対象となる施設のうち簡易宿所営業及び下宿営業にあたるもの
 - ②住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の対象となる施設
 - ③その他連盟が不相当と認めるもの
- ・宿泊割引クーポンの対象となる宿泊施設に対して、本事業の概要をメール等で周知すること。
- ・配布枚数が上限枚数に到達した時点で、終了すること。ただし、キャンセル等により宿泊割引クーポンが利用されなかった場合は再発行すること。
- ・利用期間内にクーポン原資1,400万円分の宿泊割引クーポンを消化しなかった場合は、執行残を当初の委託料から控除した額をもって委託料とする。
- ・ただし、連盟との協議が整った場合は、執行残を、後述の特集記事制作やオンライン広告配信費用等に充てることのできるものとする。
- ・宿泊割引クーポンの適用条件（対象市場、期間、割引率等）については、進捗状況をふまえて見直しを行う場合がある。

(2) 宿泊施設一覧ページの制作について

- ・令和6年8月から、OTA内に(1)の対象となる宿泊施設を紹介する一覧ページを立ち上げる。
 - ・佐賀県の魅力が伝わるような説明文・デザインを提案すること。
- ※後述する(3)特集記事の完成まで待つことなく、まずは、本ページを立ち上げて、当該ページへ(4)オンライン誘導広告の配信を始めることを優先事項とする。

(3) 特集記事の制作について

- ・上記(2)宿泊施設一覧ページの立ち上げ後、できるだけ早い時期に、OTA内に、本県の魅力を伝える特集記事を3本×3言語（英語・繁体字・タイ語／計9本）を制作・掲載すること。
 - ・記事は、各市場の嗜好に合わせた記事を掲載することが望ましいが、3市場ともに訴求する内容と考えられる場合は、共通の記事であってもよい。
 - ・記事については新規作成することが望ましいが、本県公式観光サイト「あそぼーさが」(<https://www.asobo-saga.jp/>)（日本語）に掲載された記事で、ターゲット市場に訴求すると考えられる記事を選んで、翻訳して掲載する形でもよいものとする。
- ※その場合は、元サイトに掲載されているどの記事を使用するか提案すること。連盟から指定の記事の日本語テキストと写真を提供する。
- ・受託事業者が過去に制作した記事等で、二次使用の許可等が得られる場合は、これを流用してもよいものとする。但し、受託事業者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
 - ・記事内に、適宜、紹介エリアや宿泊施設等のテキストリンクを貼り、宿泊予約への導線を作成すること。
 - ・記事の完成後、すみやかに、後述する(4)オンライン誘導広告の配信を開始すること。

- (4) 宿泊施設一覧ページまたは特集記事へのオンライン誘導広告の配信について
- ・上記(2)の宿泊施設一覧ページおよび(3)特集記事に、訪日関心層を誘導し、宿泊予約に繋げるために、オンライン誘導広告を配信すること。
 - ・福岡の宿泊施設や福岡空港のフライトチケットを検索・予約した人をはじめとして、佐賀県内の宿泊予約に結び付く可能性の高い配信ターゲットを検討すること。
 - ・提案にあたっては、①広告媒体、②配信ターゲット、③国別の広告効果（インプレッション数（広告表示回数）、広告クリック数、広告クリック率、コンバージョン率（予約率）等）を提案すること。
 - ・広告配信の際に使用するバナー画像を制作すること。バナーについては、ターゲット市場の嗜好やニーズ等をふまえて、本県の宿泊予約に繋がるものを提案すること。
- (5) 佐賀県の認知度向上および誘客促進に資する取り組みについて
- ・予算の範囲内で実施可能な取り組みがあれば、自由に提案すること。
- (6) 月次レポートについて
- 宿泊割引クーポンの発行開始後、本事業の進捗状況について、毎月レポートを提出すること。
- ①宿泊割引クーポンの適用状況（国別・施設別・適用人数・延べ宿泊者数・適用金額等）
 - ②上記(2)宿泊施設一覧ページのアクセス数
 - ③上記(3)特集記事のアクセス数
 - ④宿泊施設一覧ページ、特集記事への国別の広告配信結果（インプレッション数（広告表示回数））、広告クリック数、広告クリック率、コンバージョン率（予約率）等）
 - ⑤OTA内の佐賀県全体の予約実績の推移などの経済効果
 - ⑥（あれば）独自提案の進捗状況
 - ⑦①～⑥を踏まえた分析結果、今後の実施方針等
- (7) 連盟との打ち合わせについて
- ・本業務の遂行にあたり、受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、連盟との打合せを主体的に行うこと。
 - ・打合せを実施した場合は、協議録を作成し、提出すること。
- (8) その他
- 本仕様書に明記されていない事項で、本業務の目的達成のために必要と思われるものについては、連盟と受託者の双方で協議し、決定することとする。

9. 事業実施報告書の提出について

委託完了後ただちに、本事業に係る事業実施報告書を下記のとおり提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年2月28日（金）
- (2) 提出部数：紙媒体（A4）2部／電子ファイル（PDF形式）1部
- (3) 実施報告書の記載事項について

下記事項について、分かり易く編集すること。

- ①宿泊割引クーポンの適用状況（国別・施設別・適用人数・延べ宿泊者数・適用金額等）
- ②宿泊施設一覧ページのアクセス数

- ③特集記事のアクセス数
- ④宿泊施設一覧ページ、特集記事への国別の広告配信結果
(インプレッション数(広告表示回数))、広告クリック数、広告クリック率、コンバージョン率(予約率)等)
- ⑤O T A内の佐賀県全体の予約実績の推移などの経済効果
- ⑥(あれば)独自提案の事業成果
- ⑦本事業全体の成果、分析結果
- ⑧⑦をふまえた今後の佐賀県のインバウンド誘致についての提言等

10. 本業務委託の業務遂行体制等

(1) プロジェクト体制

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

(2) 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ連盟と合意すること。

11. 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務委託範囲内で製作した成果物及び制作物の素材データが著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を、本委託業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において製作した成果物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

12. 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

13. その他の留意事項

- (1) 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 委託業務の実施にあつては、連盟と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る連盟からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (3) 業務期間終了後であっても、受託者は業務内容及び成果物についての連盟からの問い合わせ等に対応することとする。
- (4) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (5) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 本業務遂行中に受託者が連盟若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに連盟にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、連盟は一切の責任を負わないものとする。

14. 本業務委託上限額

34,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

15. 本業務委託の委託料の支払

完了払